「シニア・トラベラーの会」規約(2023年7月25日改正)

第1条 名称

本会は「シニア・トラベラーの会(英語名: Senior Travelers' Forum)」(以下「本会」と略称)と称します。

第2条 設立日

本会の設立日を2014年5月13日とする。

第3条 目的

本会の目的は次のとおりとします。

- (1) シニア旅行情報の交換
- (2) シニア旅行技術の相互援助
- (3) 会員の親睦
- (4) その他

第4条 会員資格

本会の会員になるには、以下の各号に該当しなければなりません。

- (1) シニアであること
- (2) 社会的モラルがあり、マナーを守れること
- (3) 申込者と利用者が同一人物であること
- (4) 本規約に同意していること

第5条 参加登録

本会への入会に際しては、次の事項について登録するものとします。

- ・ハンドルネーム
- ・氏名(非公開も可)
- 性别
- 居住地
- ・メールアドレス (非公開も可)

登録は原則としてホームページ上で仮登録を行い、年会費を支払う事により正会員とします。ただし、 1月1日から5月総会までに入会の人は仮会員とします。これらの登録情報については、ホームページの「会員プロフィール」(会員のみ閲覧可能な制限エリア)に表示するものとします。

第6条 会費

本会の入会金は無料とし、年会費は1,000円とします。年会費は毎年5月末までに指定の銀行に振り込むものとします。ただし1月1日から5月例会日までに入会した場合は、該当期間は免除します。

第7条 運営

本会の運営は有志のチームによって行われます。チームの構成は以下の通りとします。

- (1)幹事 1名
- (2)会計 2名
- (3)名簿管理 1名
- (4)その他担当 若干名

チーム・メンバーは毎年4月に募集され、任期は原則として1年間とし、重任は認めないものとします。ただし、 例外的に会の総意により1回に限り重任を認めることがあります。

第8条 禁止事項

本会の会員は次の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 本会の利用および申し込みに虚偽の申告、申請をすること
- (2) 本会の名誉または信用を毀損する行為および不利益または損害を与える行為
- (3) 公序良俗に反する行為
- (4) 営利目的,営業活動等を目的とする行為

- (5) 他の会員や第三者のプライバシーの侵害、誹謗中傷、名誉を傷つける行為
- (6) 政治的または宗教的主張を繰り返す行為
- (7) 本会の運営を妨げる行為
- (8) 本規約に違反する行為
- (9) 法令に違反する行為
- (10) その他、本会が不適切と判断する行為

第9条 運営側の守秘義務

登録手続きの中で本会が知り得た個人情報に関して、利害関係のない第三者に開示または漏洩しないものとします。

第 10 条 例会

本会は原則として、隔月に1回、例会(オンラインを含む)を行うものとします。例会の開催はホームページと会員へのメールで通知します。会費はその都度支払うものとします。なお、会員外で臨時に例会に出席を希望する者がいれば、運営チームがこれを認めることがあります。

第 11 条 ホームページ

本会のホームページは下記とします。

http://home.t00.itscom.net/stf/

トップページ等は一般に開放し、下記事項については制限エリアとします。仮登録者と本会員には、ユーザー名とパスワードを知らせるものとします。仮登録者と本会員はユーザー名とパスワードを厳重に管理し、第三者に開示しないものとします。

- (1) 会員プロフィール (仮登録者と本会員のみ閲覧可能)
- (2) 掲示板 (閲覧は一般に開放し、投稿は会員のみ可能)
- (3) 例会、行事の詳細状況と写真(参加者のみ閲覧可能)

第 12 条 グループ旅行

- (1)本会では会主催あるいは自主的なグループ旅行を行うことがあります。グループ旅行の幹事はボランティアであり、参加者は自己の安全管理等について責任を負い、幹事に責任を負わせないものとします。
- (2)会員がグループ旅行に参加する場合、参加費(協力金)は無料とします。非会員がグループ旅行に参加した場合は1旅行につき500円(国内)、1,000円(海外)の参加費を払うものとします。

第 13 条 退会

本会から退会を希望する者は、本会に退会届を出すことによって退会することができます。

第14条 除名処分

本会員が次の各号のいずれかに該当した場合、本会は本会員の事前承諾なく、直ちに除名処分することができるものとします。

- (1) 本規約に違反する行為をした場合
- (2) 申請内容が虚偽であることが判明した場合
- (3) その他、会員としてふさわしくないと本会が判断した場合

第 15 条 雑則

- ① 本会の所在地を幹事宅とします。
- ② 金融機関への代表者届に関し、幹事の本名を届けるものとします。

第 16 条 規約の改訂

本規約の改訂は、総会出席者による投票で三分の二以上の賛成をもって可能とします。